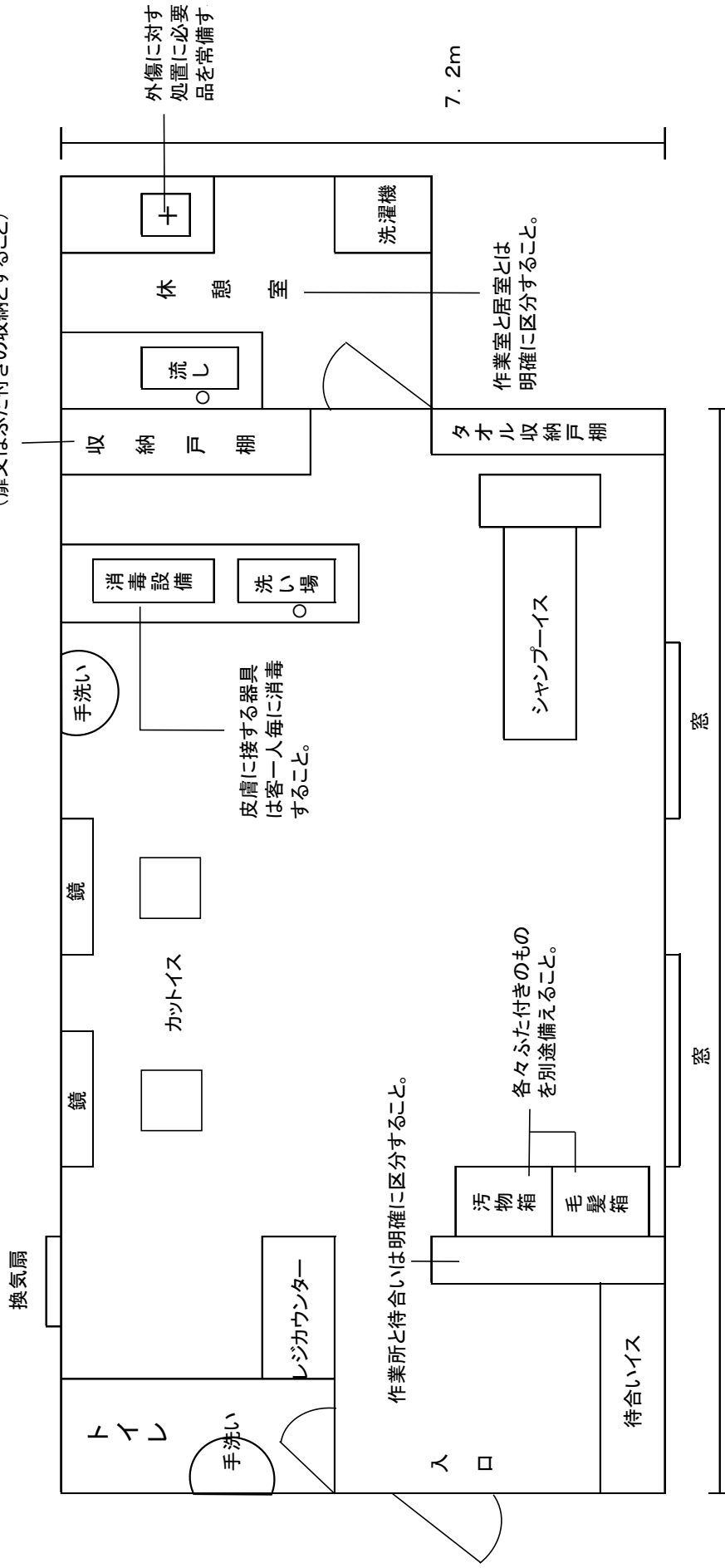


(例) 理・美容所施設基準の概要

消毒済みと未消毒の器具は厳重に区別し、格納する。
 容器を別とすること。
 (扉又はふた付きの収納とすること)



- ・ 作業室の床面積は理(美)容イスが2台までは9.9㎡以上、2台を超えるときは1台増すごとに3.3㎡以上増す。
- ・ 床、腰板(壁)はコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不透水性材料とする。
- ・ 天井は、じんあいの落下を防ぎ、掃除しやすい構造とする。